

介護保険代理受領に係る確約書

年 月 日

富田林市長 様

事業者名称

代表者氏名

⑩

所在地

事業所名称

（営業所等）

代表者氏名

⑩

所在地

富田林市の介護保険における住宅改修費の支給に関して、代理受領の取扱いを申し出るに当たり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

（基本的事項）

1. 平成11年3月31日厚生省告示第95号に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修に関しては、関係法令、通達、本市の要綱等を遵守すること。
2. 事業に当たっては、富田林市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
3. 要介護者等の意思及び人権を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供、相談、苦情等の対応に努めること。
4. 事業者及び事業者の使用する者は、業務上知り得た情報について守秘義務を負う。この守秘義務は、登録有効期間満了後も継続するものとする。

（受給資格の確認）

5. 要介護者等に対し代理受領による住宅改修を行う場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、富田林市の要介護認定を受けた被保険者であることを確認すること。また、給付制限を受けていないこと、保険料が未納でないことを確認すること。

(重要事項説明・契約)

6. 利用者に対し、住宅改修に係る重要事項の説明を行い、了承を得た上で契約を締結すること。なお、工事請負金額については、サービス内容に見合う適正な価格とすること。

(サービス提供)

7. 事業者は、サービスを提供するに当たり、当該サービスが利用者の心身の状況に見合った内容となるよう常に配慮し、安全かつ効果的であるサービスの提供に努めること。

(自己負担額の受領等)

8. 住宅改修に当たっては、介護保険負担割合証に記載された負担割合に従い、代理受領方式によって費用額の一割、二割又は三割を自己負担額として要介護者等から受領するものとし、これを減免又は超過して費用を徴収しないこと。

(保険給付の受領)

9. 住宅改修費のうち保険給付される費用の受領については、要介護者等の署名及び捺印された「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請兼支給申請書(代理受領用)」(様式第11号の2)を市長に提出すること。

(利益供与の禁止)

10. 代理受領事業者は、住宅改修に関し、居宅サービス事業者等にいかなる形の利益も供与してはならない。

(記録の整備及び保存)

11. 住宅改修の実績に関する記録の整備及び保存を行うこと。

(指導、調査、是正等)

12. 市長が必要と認めた住宅改修費の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め又は警告及び是正指導を行った場合には、これに応じること。

(登録の取消し等)

13. この遵守事項に違反した場合又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合は、代理受領登録を取り消すものとする。

(登録内容の変更等)

14. 登録内容に変更があった場合又は登録を取り消す場合は、速やかに介護保険代理受領事業者登録(新規・変更・廃止)届出書(様式第1号)を市長に提出すること。

以上